

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項3号の規定に基づく委託措置決定処分及び入所措置決定処分並びに同項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が令和5年10月6日付けの各措置決定通知書により請求人に対して行った、請求人の第一子である〇〇さん及び第二子である〇〇さん（以下「本児ら」という。）に係る法27条1項3号の規定に基づく委託措置決定処分（以下「本件処分1」という。）、請求人の第四子である〇〇さん（以下「次女」という。）に係る同号の規定に基づく入所措置決定処分（以下「本件処分2」という。）及び次女に係る同項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1、本件処分2と併せて「本件各処分」という。）のそれぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分はいずれも違法又は不当であるとして、本件各処分の取消しを求めている。

措置決定の理由に車中泊をしていて不当な養育をしていた。ネグレクトにあたると主張していたがそういった事実はなく、本件処分1及び本件処分2はいずれも不当である。

また、保護理由が事実無根であり、車中泊の事実はない。児童相談所の指導が適切ではなかったためで、本件処分3は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項によ

り、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月 4日	諮問
令和7年 5月 22日	審議（第100回第3部会）
令和7年 6月 25日	審議（第101回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 通告・報告

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号において、法27条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

(2) 入所措置

法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないとし、同項3号において、児童を児童養護施設等に入所させることと規定している。

法27条4項は、同条1項3号の措置は、児童に親権を行う者等があるときは、少年法18条2項の規定による送致のあった児童につき同条同項の措置を採る場合を除いては、その親権者等の意に反して、これを採ることができないと規定している。

法28条1項1号は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監

護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、27条1項3号の措置を採ることが児童の親権を行う者の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができると規定している。

また、法28条2項は、同条1項1号の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならないと規定している。

(3) 児童福祉司指導措置

法27条1項2号は、法26条1項1号の規定による報告があつた児童につき、都道府県が行う措置として、児童又はその保護者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定している。

「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章・第2節・2・(1)・アによれば、児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行われるものである。

「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号）別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」第3・4・(1)によれば、法28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採ることを原則とするとされ、第4・2・(2)によれば、法28条措置は、保護者が児童虐待を否認するなどして児童福祉施設等への入所を拒否することにより対立関係が生じるが、保護者に対しては法28条措置に併せて児童福祉司指導措置等を採り、毅然とした対応を行うとし、児童福祉司指導措置等を採る際の決定通知に保護者が行うべきことを明示して保護者の理解を促すとともに、指導を受ける義務があることを周知するとされている。

なお、上記の「児童相談所運営指針」及び「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものであり、その内容は合理的で妥当なものと認められる。

東京都においては、法27条1項2号の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第16

9号) 1条1項1号により、児童相談所長に委任されており、児童相談所長が、通告を受けた児童、送致を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めたときに、同号の措置を採るべきことになる。

(4) 一時保護

法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1及び本件処分2について

これを本件についてみると、請求人が長女の出産で本児らの養育が大変であると処分庁に訴え、さらに、長女に対する不適切な養育の疑いがあったため、処分庁が本児ら及び長女を一時保護したこと、そして、令和4年2月、本児ら及び長女について施設入所等を承認する旨の本件審判1が確定し、処分庁が委託措置及び入所措置を行ったことが認められる。

また、請求人が次女と車中泊を繰り返している旨の身柄付通告があったことから、処分庁が次女を一時保護したことが認められる。

その後、処分庁は、請求人が本児ら及び次女の安全かつ安心できる養育環境を整えることができないため、本児ら及び次女を施設に入所させることが必要であると判断したが、請求人及び内夫がこれに承諾しないことから、家裁支部に対して施設入所等の承認を求める申立てをした。そして、本児ら及び次女の施設入所等を承認する旨の本件審判2が確定し、処分庁は、令和5年10月6日、本児らを小規模住居型児童養育施設に委託する措置をしたこと（本件処分1）、次女を児童福祉施設に入所させる措置をしたこと（本件処分2）がそれぞれ認

められる。

そうすると、本件処分1及び本件処分2は、いずれも、法33条1項に基づく一時保護を経て、法27条1項3号に基づく委託又は入所の措置をすることとなつたが、請求人らがこれを承諾しなかつたため、処分庁が法28条1項の規定による家裁支部の承認の審判を得て行ったものであるから、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分3について

処分庁は、本件審判2が確定したことを受け、請求人に対し、次女について、児童福祉司指導の措置を行ったこと（本件処分3）が認められる。

そうすると、本件処分3は、上記1・(3)のガイドラインに則り、処分庁が法27条1項2号に基づく児童福祉司指導の措置を行ったものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、車中泊をしていて不当な養育をしていたことがネグレクトにあたるとの事実はないと主張し、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めている。

しかし、本件処分1及び本件処分2は、本児ら及び次女の施設入所を承認する旨の確定した本件審判2が有効であることを理由とするものであるし、承認の審判における事実誤認等の不服については、当該審判の上訴審手続の中で争うべき事柄である（参照、東京地方裁判所平成20年7月11日判決・裁判所ウェブサイト）。

また、請求人は、保護理由が事実無根であり、車中泊の事実はないと主張し、本件処分3の取消しを求めている。

しかし、次女については、請求人と車中での寝泊まりが繰り返されるといった不適切な養育環境であることが認められ、これを覆す証拠はない。

そして、本件各処分がいずれも上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものと認められることは、上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令

解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子